

# 復興庁のリーダーシップによる一刻も早い被災地の復旧・復興を

平成24年8月9日  
日本商工会議所

東日本大震災から500日が経過し、懸命な復旧・復興への取り組みが続けられているものの、遅々として進まない復興への足取りに、被災地では、焦燥感に満ちた声が多く聞かれる。また、被災地には、被災地以外の地域において東日本大震災の記憶が薄れ始めていると感じているところも少なくない。福島の再生はもとより、東北地域をはじめとする被災地の震災復興に対するこれまでの進捗状況を検証したうえで、被災地の事業者や住民の復興への意欲が失われてしまう前に、適時適切な対策をスピーディーに実施していただきたい。

そのためには、被災地の復興に対し省庁の枠を越え調整・推進機能を担う復興庁が、強力なリーダーシップを発揮し、被災地の実情に即した一日も早い復旧・復興への策を講じることが、強く期待されている。是非とも、被災地の実情を踏まえ、下記事項の早期実現とそれによる日本の再生に向け一層のご尽力をいただきたい。

## 記

### I. 大震災からの復興を加速させる力強い支援を

#### 1. 復興庁の体制の拡充等を

復興庁は、被災地の復旧・復興に関しこれまでも大きな役割を果たされているが、今後、一層強力なリーダーシップを発揮し、被災地からの要望の一元的な受理と関係省庁の対応促進をはじめ被災地の日も早い復旧・復興のためにその機能を十分に果たされたい。そのための裏付けとなる予算については、十分な確保を図られたうえで、迅速かつ効率的に執行されたい。

また、被災地と一体的に復興を推進するため、大船渡や相馬などへの支所等の増設や、出先機関と地元関係者との一層の連携強化など、ハンズオンでのきめ細かな支援が提供できるよう、体制を拡充いただきたい。

さらに、復興庁に設置されている「復興推進委員会」を沿岸部の被災地域において開催し、自治体や事業者等との意見交換や視察を通じて現場の生の声に基づき、各種復興施策の弾力的な運用・改善を図られたい。

#### 2. 「復興交付金制度」の拡充を

復興交付金の利用実態を十分に検証し、被災した自治体が自主的かつ主体的に復興事業が実施できるよう、平成25年度の予算編成に際しては、被災地自治体の要望を踏まえ、5省40事業に限定されている「基幹事業」の範囲を、液状化対策事業や観光復興に資する事業などへ拡大されたい。また、復興事業が滞ることのないよう、継続的な財政措置を講じられたい。

#### 3. 土地利用促進に向けた支援拡充・制度運用改善を

遅れている区画整理事業や市街地再開発事業等を促進するため、国は、地方自治体への土地利用計画の策定に携わる専門家等の派遣の増員を行うとともに、地方自治体の土地利用計画の策定状況に応じて、交付決定事業の遂行期限の延長を図られたい。

また、埋蔵文化財調査による集団移転の遅滞を解消するため、国は、行政職員や大学等の調査人員の派遣による支援を行っていただきたい。

#### **4. 災害廃棄物の広域処理推進を**

災害廃棄物の早期処理を推進するため、国は、受け入れを検討している地方自治体および当該地域の住民に対し、安全性の科学的根拠や処理プロセスの適切性等についてより明確に丁寧な説明を行われたい。

#### **5. インフラの早期復旧整備促進等を**

国は、事業者や関係自治体と連携して、三陸縦貫自動車道や JR 常磐線など道路・鉄道等の未復旧区間の供用再開を急ぐとともに、被災地の今後の産業復興、観光振興ならびに防災の観点から、東北横断自動車道整備の 7 年以内の前倒し執行等インフラの整備について、短期的、集中的に進められたい。また、常磐自動車道においては現在、除染モデル事業を実施されているところであるが、検証結果を早急にまとめ、早期に復旧作業に取り組んでいただきたい。

各地港湾も物流や水産業の拠点であり、防災設備の整備を進めるとともに早期の本格復旧が望まれる。

また、土日・祝日の東北地域内の高速道路料金に上限を設ける等、観光振興のため高速道路料金の低廉化を実施されたい。

#### **6. 次代を担う成長産業の立地促進策の拡充を**

被災地の産業の早期復興に向け、復興特区法や福島再生特別法により、企業立地促進策が緒に就いたところであるが、単なる国内でのパイの付け替えにとどまることのないよう、再生可能エネルギー、環境、医療等、日本の次代を担う新たな産業の集積を促進することが重要である。このため、産業団地の造成に係る道路、調整池などの共通インフラについて、国からの助成措置を講じられるとともに、税制優遇措置等の一層の拡充を図られたい。

#### **7. 雇用関連施策の充実を図り、被災地からの人口流出に歯止めを**

被災地からの人口流出に歯止めをかけ、地域がこれ以上疲弊することがないように、雇用関連施策のさらなる充実を図る必要がある。一日も早い企業の再建や企業立地促進策を進めるとともに、地域の復興計画による新たな産業集積を視野に入れた職業訓練や一時的な地域外での就業による職業能力開発支援などの思い切った措置を講じていただきたい。

また、事業復興型雇用創出助成金の対象について、(現在、平成 23 年 11 月 21 日以降の雇用を対象としているところ、) 震災以降の雇用まで対象にされたい。

### **II. 被災地中小企業の早期再建に向けた支援の拡充を**

#### **1. グループ補助金の大幅な拡充と継続を**

今なお補助を受けられない事業者やそもそもグループさえ組めない事業者があり、事業者が公平、円滑に制度を利用できるよう、予算の大幅な拡充と平成 25 年度以降の継続的な支援を講じるとともに、グループ要件の明確化や緩和など改善を図られたい。

また、採択事業者であっても土地のかさ上げ等に関する地方自治体の方針が未定であるために未着工の事業者があるため、事業の複数年度化や翌年度への繰り越し容認など、弾力的運用を図られたい。

## 2. 復興に取り組む企業の資金需要へ万全の対策を

- (1) 二重債務問題への支援策である、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取りが進んでいない。二重債務問題の解決が、被災企業の復興には不可欠であり、両機構は、買取価格の弾力的な運用による迅速な債権買取を一層進めていただきたい。
- (2) 被災地域における事業再生に当たっては、被災地の実情に格段の配慮をした中長期的・継続的な金融支援が欠かせない。金融庁と連携し、中小企業の資金繰りに支障をきたすことのないよう、新規融資・リスク等個別企業の実情を見極めたきめ細かい対応をとるよう、金融機関を強力に指導されたい。

## 3. 被災地における税制措置の拡充等を

復旧・復興に資するため、数次に亘る震災税制が実施され、復興特区では新規立地企業に法人税減免等の税制措置が実施されているが、被災地内に工場や事業所を保有し、雇用を維持しながら事業を継続している既存企業に対する税制措置が不足している。

復興特区に指定されていない地域も含めて、被災地域の経済を支える地元企業に対して、投資減税の拡充等の復興特区に準じた税制措置を講じられたい。

特に、福島県は、既存企業の流出や人口減少などによって、地域経済の疲弊が深刻さを増しており、福島再生を実現するためにも、特例的な思い切った税制措置（国税、地方税の免税等）や、社会保険料等（厚生年金、医療、介護、児童手当拠出金）および労働保険料の免除措置（雇用を維持する事業者への適用拡大など）が必要である。

## 4. 販路拡大支援の拡充を

被災した中小企業が震災の影響で失った販路の拡大を図るべく、首都圏や大都市等で行われる見本市や展示会および被災地にバイヤーを招いて開催する商談会、常設販売所の設置など、マッチングの機会拡大や、中小企業の海外における販路拡大への支援の一層の拡充を図られたい。

## 5. 沿岸部被災地区の基幹産業に対する支援を

沿岸部被災地区における基幹産業である造船業等において、堤防の設置や地盤沈下、液状化等により移転を余儀なくされる企業に対し、事業用地の確保や、企業の用地取得に対する財政面の支援を講じられたい。

## Ⅲ. 福島の再生に向けて、あらゆる対策を

福島のみならずその他の被災地において、今なお、原発事故による風評被害が地域経済に甚大な影響を与えている。原子力賠償の公正で着実な実施や、徹底した放射能対策を着実に実行されたい。

### 1. 国および東京電力による原子力損害賠償の公正で着実な実施を

損害賠償については、周知体制の不備や手続きの煩雑さ、審査・支払いの遅れ等様々な不満が依然として多い。加えて、基準自体が不明確で公平な扱いがなされていないのではないかと疑念が生じている。国および東京電力は確実、迅速な損害賠償の実施に責任を持って取り組まれない。

### 2. 徹底した放射線被害対策の実施を

国は除染や食品の検査、住民の健康管理、国民の信頼回復などの放射線被害対策について、科学的な根拠に基づき、かつ地域の実情を踏まえて、下記事項につき体系的、迅

速な取り組みを進める必要がある。

- (1) 避難した住民の早期帰還、コミュニティ再生に向けた除染の早期実施
- (2) 汚染土壌の仮置き場、中間貯蔵施設問題の早急な解決
- (3) 若年層を中心とする住民の健康管理の早急な実施
- (4) 科学的根拠に基づいた食品検査の実施
- (5) 科学的根拠に基づいた信頼性の高く妥当な客観的基準の整備と消費者への分かりやすい説明
- (6) 放射性物質の検出数値などによる、民間事業者の過度な商品、地域差別化の抑制
- (7) 風評被害を払拭するための国による積極的な国内外への説明
- (8) 放射線医療や放射線測定および土壌汚染等に関する国際機関の誘致
- (9) 除染について、民間事業者が容易に参入しやすい環境の整備

### **3. 雇用の担い手である企業へ思い切った立地支援策を**

福島再生を促すためには、雇用の受け皿である企業が地元に残り、がんばろうと思えるように、思い切った支援措置の拡充強化が必要である。

- (1) 「ふくしま産業復興企業立地補助金」など助成措置の拡充強化
- (2) 安価な電気料金の設定や新たな税制減免措置など思い切った支援策の創設

以上